

西郷義務教育学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

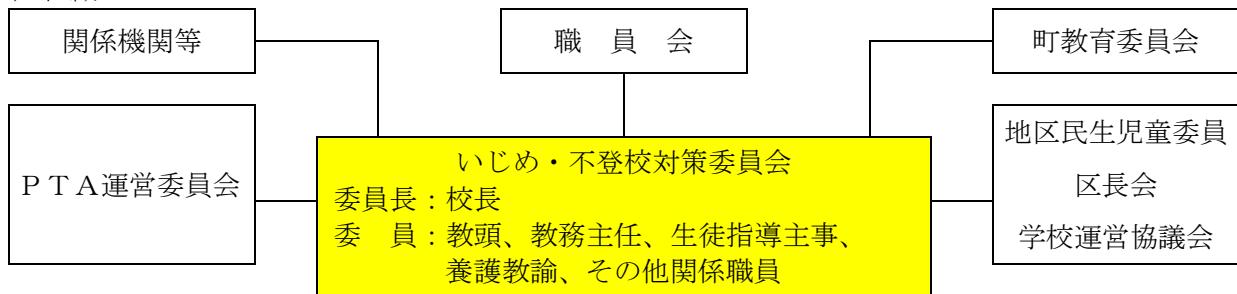
「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめは、いじめる側がいじめる理由をつくるという行為から発生することを理解するとともに、「人として絶対に許されない」という基本姿勢を共通認識します。
- いじめは、決して許されない行為であることについて、子どもや保護者への周知を図る取組を進めます。
- いじめを受けている子どもの人権と命をしっかりと守ります。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの未然防止を重点的に取り組みます。
- いじめの問題は、教師の子ども観や指導観が問われる重要な問題であることを認識し、本校からいじめの一掃を目指します。
- いじめに関する誤った考え方を一掃します。
 - ・「いじめられる側にも責任がある。」
 - ・「いじめをなくすのは無理だ。」
 - ・「いじめたりいじめられたりすることで、子どもは強くなり成長していく。」

3 いじめ防止のための対策

(1) 組織



(2) 対応

ア 学校においては

- (ア) 年度当初の「いじめ・不登校対策委員会」において、年間行動計画を確認する。また、年度末の「いじめ・不登校対策委員会」で、次年度の年間行動計画を策定する。
- (イ) 毎月、「ハートフル・アンケート」を実施して、児童生徒の悩みを把握して相談しやすい体制を整えるとともに、毎学期に教育相談を実施するようにして、いじめの未然防止に積極的に取り組む。それらの取組の結果を受けて「いじめ・不登校対策委員会」を実施した後に、全職員での共有化を図る。なお、いじめ事案発生時は、緊急に「いじめ・不登校対策委員会」を開催する。
- (ウ) いじめ防止に関わる取組を実効的に行うために、「いじめ・不登校対策委員会」において、以下の取組を行う。

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- 年間を見通したいじめ防止指導計画の策定
- 関係する内容の校内研修会の企画・立案
- 要配慮児童生徒への支援方針決定
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定

(エ) いじめ防止に係る教職員の資質向上を目指して、生徒指導主事を中心にして、校内研修会を企画・実施する。

イ 保護者に対しては

- (ア) 必要に応じて、保護者を対象とした教育相談を実施する。
- (イ) 必要に応じて、常設のPTA運営委員会に報告し、対応策を協議する。
- (ウ) 全体への啓発が必要な場合は、保護者会を臨時に実施する。

ウ 地域に対しては

- (ア) 必要に応じて、地区の民生児童委員や区長会、学校運営協議会等に報告し、対応策を協議する。
- (イ) 各地区の民生児童委員等と常時情報交換できる体制を堅持し、情報収集に努める。

4 いじめ防止等に関する取組

(1) いじめの防止

ア 子どもが主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童生徒が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設ける。

- 学級活動での話合い活動の実施
- 「なかよし班」による異学年交流・異学年清掃活動の実施
- 生徒会企画によるボランティア活動の推進
- 生徒会による啓発活動（シグヌムボックスの設置など）
- 児童生徒による学校行事等の企画や運営

(イ) 子ども同士で感謝の気持ちを伝え合ったり、明るいあいさつをしたりする場を設ける。

- 「ふわふわ風船」の設置
- 「あいさつ運動」の実施

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 子どもの規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 一人一人の実態に応じた「分かる・できる」を児童生徒が実感できる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施

(イ) いじめられた子ども、いじめた子どもが発するサインを、教職員及び保護者で共有する。

【参照1】【参照2】子どもの発する具体的なサインの共有

(ウ) 学級目標（ルール）を自分たちで決めさせ、皆で協力して行事等に取り組む環境をつくることで、学級・学校への帰属意識や自己有用感を高めていく。

(エ) 特別の教科「道徳」を中心に、教育活動全体を通して、いじめの問題を子どもが自分自身のこととして捉え、向き合える実践を実施する。

(オ) 「いじめ・不登校対策委員会」において、相談やアンケート結果のほか、各学級担任・学年担当等のもつてているいじめにつながる情報、配慮を要する子どもに関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

- 職員会での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引継
- 過去のいじめ事例の蓄積

(カ) 校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修（人権教育、構成的グループエンカウンター、ソーシャル・スキルトレーニング、アサーション・トレーニングなど）や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

(キ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- P T A 総会での学校の方針説明
- 参観の授業や懇談での啓発
- 学校ホームページによる「いじめ防止対策基本方針」の公表
- 保護者を対象とした人権に関わる研修会の実施
- 学校評価の活用

(2) いじめが発生したときの対応

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は「これぐらい」という感覚をなくし、その時・その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている子どもや、通報した子どもの身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について、生徒指導主事（または「いじめ・不登校対策委員会」を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに通報する（いつ・どこで・だれが・何を・どのように等）。

イ 情報の共有

- 上記アの情報を受けた生徒指導主事は、「いじめ・不登校対策委員会」の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- (ア) 速やかに「いじめ・不登校対策委員会」を開き、調査の方針について決定する。
- (イ) 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、学校長が町教育委員会へ直ちに報告する。
- (ウ) 子ども及び教職員の聴き取りに当たっては、「いじめ・不登校対策委員会」の職員のほか、子どもが話しやすいよう担当する職員を選任する。
- (エ) 必要な場合には、子どもへのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる子どもやその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- (ア) 事実関係が把握された時点で、「いじめ・不登校対策委員会」において、指導及び支援の方針を決定する。
- (イ) 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- (ウ) 重大な事案や専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察等の関係機関に相談する。

オ 関係機関への報告

- (ア) 校長は町教育委員会への報告を速やかに行う。
- (イ) 生命や身体財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、警察等の関係機関と連携して対応する。

カ いじめ解消に係る継続指導と経過観察

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消できるのではない。「いじめ・不登校対策委員会」において「いじめは解消されている」と確認するためには、

(ア) いじめの行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止み、少なくとも3か月以上経過していること。

※ 被害の重大性等から、さらに長期の期間を設定し、被害者・加害者の子どもの様子を注視する。

(イ) 被害者の子どもが心身の苦痛を感じてないこと

- いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者の子どもがいじめ行為により心身の苦痛を感じてないこと。

※ 被害者の子ども本人・保護者に対し、心身の苦痛を感じてないか、面談等により確認する。

(4) インターネット上のいじめ（ネットいじめ）の対応

ネットいじめとは、携帯電話やパソコンを利用して、インターネット上で行われるいじめのこと。文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどが挙げられる「犯罪行為」である。

ア ネットいじめ防止のための情報モラル教育の充実

(ア) フィルタリングや保護者の見守り等について、保護者への啓発を図る。

(イ) 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。

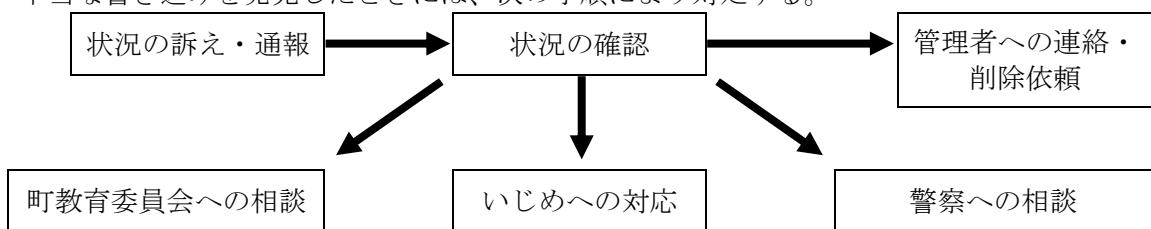
(ウ) 児童生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話を実施する。

(エ) インターネット利用に関する職員研修を実施する。

イ ネットいじめへの対応

(ア) 被害者の子どもからの訴えや閲覧者からの情報から、ネットいじめの把握に努める。

(イ) 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



(5) その他の留意事項

ア 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(ア) 基本方針の策定後も、国や県の動向、本校の現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しを行う。

(イ) 基本方針については、ホームページ上で公表する。

イ 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、ブロック及び学校全体で組織的に対応するため、「いじめ・不登校対策委員会」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

ウ 校務の効率化

教職員が子どもと向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

エ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が

作成している「教師向けの生徒指導資料」や「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

オ 地域や家庭との連携・協働

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

カ 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

(ア) 町教育委員会

- 関係する子どもへの支援・指導、関係する保護者への対応方法

(イ) 警察

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(ウ) 福祉関係

- スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での子どもの生活、環境の状況把握

(エ) 医療機関

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

5 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

いじめられた子どもとその保護者への支援

【いじめられた子どもへの支援】

いじめられた子どもの苦痛を共感的に理解し、「いじめられた子どもの立場」を常に意識し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜く強い意志で、継続的に支援していく。

- 安全・安心を確保する
- 心のケアを図る
- 今後の対策について、ともに考える
- 活動の場等を設定し、認め、励ます
- 温かい人間関係をつくる

【いじめられた子どもの保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた子どもへの指導又はその保護者への支援

【いじめた子どもへの支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた子どもの内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する
- いじめの背景や要因の理解に努める
- いじめられた子どもの苦痛に気付かせる
- 今後の生き方を考えさせる
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた子どもの保護者への支援】

- 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する
- いじめた子どもや保護者の心情に配慮する
- いじめた子どもの成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

- 教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立・公平性を基本として対応する。
- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害者・加害者の子どもだけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような子どもの育成に努める
- 自分の問題として捉えさせる
- 自他を大切にするといった望ましい人間関係づくりに努める
- 自己肯定感が味わえる集団づくりに努める

【参照1】〈いじめられている子どものサイン〉

場面	サイン
登校時 始業前	<input type="radio"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="radio"/> 教員と目線が合わず、うつむいている。 <input type="radio"/> 体調不良を訴えることが多い。 <input type="radio"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れたりすることが目立つ。 <input type="radio"/> 教員が教室に入室後、遅れて入室する。
授業中	<input type="radio"/> 頻繁に保健室・トイレに行くことが目立つようになる。 <input type="radio"/> 忘れ物が目立つ。机のまわりが散らかっている。 <input type="radio"/> 決められた席と異なる席に着いている。 <input type="radio"/> 教科書・ファイルなどに汚れがある。
休み時間等	<input type="radio"/> 給食にいたずらされる。 <input type="radio"/> 給食を自分の席で食べない。 <input type="radio"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="radio"/> ふざけあっているが表情がさえない。 <input type="radio"/> 衣服が汚れていることが多い。
放課後等	<input type="radio"/> あわてて下校する、または用もないのに学校に残っている。 <input type="radio"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

〈いじめている子どものサイン〉

場面	サイン
	<input type="radio"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそと話をしている。 <input type="radio"/> ある子どもにだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="radio"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="radio"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の子どもがいる。

【参照2】〈教室でのサイン〉

場面	サイン
	<input type="radio"/> 嫌なあだ名が聞こえる。 <input type="radio"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 <input type="radio"/> 何か起こると特定の子どもの名前が出る。 <input type="radio"/> 壁等にいたずら、落書きがある。 <input type="radio"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

〈家庭でのサイン〉

場面	サイン
	<input type="radio"/> 学校や友だちのことを話さなくなる。 <input type="radio"/> 友だちや学級の不平・不満をくちにすることが多くなる。 <input type="radio"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 <input type="radio"/> 電話に出られなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 <input type="radio"/> 受信したメールをこそぞ見たり、電話におびえたりする。 <input type="radio"/> 不審な電話やメールがある。 <input type="radio"/> 遊ぶ友だちが急に変わる。 <input type="radio"/> 部屋に閉じこもったり、家から出ななかったりする。 <input type="radio"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 <input type="radio"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 <input type="radio"/> 登校時刻になると体調不良を訴える。 <input type="radio"/> 食欲不振・不眠を訴える。 <input type="radio"/> 学習時間が減る。 <input type="radio"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 <input type="radio"/> 自転車がよくパンクする。 <input type="radio"/> 家庭の品物、金銭がよくなくなる。 <input type="radio"/> 大きな額の金銭をほしがる。